

大阪市告示第131号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                    | 年 月 日        | 供用時間             |
|------------------------|--------------|------------------|
| 大阪市立<br>都島屋内プール<br>水泳場 | 令和7年2月25日（火） | 午後3時から<br>午後7時まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）